

第十九回国会 参議院通商産業委員会会議録第三十五号

昭和二十九年四月二十三日(金曜日)午前十時四十分開会

出席者は左の通り。

- 委員長 中川 以良君
理事 海野 三朗君
委員 石原幹市郎君
黒川 武雄君
小林 英三君
西川 弥平治君
酒井 利雄君
大谷 賢雄君
岸 良一君
豊田 雅孝君
西田 隆男君
三輪 貞治君
武藤 常介君
白川 一雄君
愛知 揆一君

- 国務大臣 通商産業大臣 愛知 揆一君
通商産業省 鈺山局長 川上 為治君
常任委員 林 誠一君
常任委員 山本友太郎君
常任委員 山本友太郎君
常任委員 山本友太郎君
常任委員 山本友太郎君

本日の会議に付した事件
石油及び可燃性天然ガス資源開発法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
石油資源探査促進臨時措置法案(内閣提出、衆議院送付)

委員長(中川以良君) それではこれより通商産業委員会を開きます。
ちよつと速記をとめて下さい。
午前十時四十五分速記中止

委員長(中川以良君) 速記を始めて下さい。
只今より石油関係二法案を議題といたします。
前日に引続き質疑をお願いいたします。

西田隆男君 私政府側にお伺いしたいのですが、今まで政府側で出しておいた石油関係に対する補助金に對する納付金が現在どういふふうな状態になつておるか、これを一つ御説明をお願いいたします。

政府委員(川上為治君) はつきりした数字を今持つて来ておりませんが、大体二回と思うのですが、総額におきまして二千万円足らずのものが納付されておると思つております。
又今後成功しなすにつくまはしては入つて来ることになつておきますので、これは嚴重にやつて行きたいというふうに考へます。

西田隆男君 納付金が二千万円くらいしか入つていないということなんです。
終戦後相当な金額が石油採取事業ですが、これには補助金が出ておるんですが、二千万円しか入つていないという理由はどういうふうになつておるんですか。

政府委員(川上為治君) 現在施行されておられます石油及び天然ガス資源開発法に基づきまして、現在その納付

金を取つておきますものが二千万円程度と私は記憶しておるのであります。
が、戦争中或いは戦後におきましては殆んど取つていないというふうな附いておられます。

西田隆男君 石油天然ガスの法律に基いてから助成金をやつておられるんですが、その助成金は大体どのくらい金額になつておられますか。
二千万円というのには余りに少いと思つておられます。

政府委員(川上為治君) 二十年度が交付額全体で五百十三万九千四百四十円ということに相成つておられます。
それからそのうち帝石が三百七十三万四千四百円。
それから二十一年度が全体で六百三十万九千二百五十八円、それが帝石の分が四百四十四万五千二百円。
それから二十二年度が交付総額が大体三千六百六十万円、そのうち帝石の分が二千六百万円。
それから二十三年度が一億一千万円程度の全体交付額になつておられますが、帝石の分が六千六百万円。
それから二十四年度が全体で一億七千万円、帝石の分が約一億四千万円程度というふうな状態になつておられます。
現在納付されたものは、先ほど申しましたように、はつきりしたあれを持つて来ておられますが、大体二回か三回かと思つておられますが、二千万円というふうな記憶しておられます。

西田隆男君 二十五年、二十六年、二十七年、二十八年もありません。
そのうち二千万円しか入つていないというんだから、通産省はどうしておつたのか、なぜ納付金を取らなかつたか。

政府委員(川上為治君) これは當つたものから取ることになつておられます。
で、当然のものからは取らんとおられることになつておりましたので、やはり大體成功率というのには十本に一本というふうな割合になつておられますが、それ以上によかつたと思つておられますが、それも、そういう意味からそんなにまだ納付金が集まつてない。
又助成金を出しまして折角今試掘中のものもありません。
で、そういうものからまだ入つてないというふうな状態でありまして、これは勿論大蔵省ともいろいろ相談いたしまして、大蔵省のほうも早く納付金を納めろということをおつておられます。
今の状況ではそういうふうになつておられます。

西田隆男君 過去のことを追及したつて仕方がないと思つて追及したいと思つておられますが、今度の助成金を交付するに五十年計画による五十億か六十億の金額を交付するといふようなことを政府で一応考へられておられるんですが、五十億六十億といふ金額が若干計画通りに行つたとして、帝石側から納付金でこの金額を完納するには一體どれくらい期間で完納できると予定しておられますか。

政府委員(川上為治君) 大体五十年計画を遂行しましてその五十年計画通りに助成金を出すとすることに成ります。
と、それが納付される期限は大体五年間におつて納付してもらいたいといふふうな考へておられますので、大体十年ぐらゐといふふうな考へておられます。

西田隆男君 十年ぐらゐとお考へになつておられるのが、今度の納付金のやつは率が多少變つたのは、元のやつで納付金額に到達してもなお納めるといふのが變つた程度で、過去の実績から考へて十年間ぐらゐの間にとつても納付金が納付されるということには、私は考へられませんがね。
といふことは、調査通りに実行されたとしても十一年に納付するとなれば五年五億を納付しなければならぬ。
これは帝石が利益があるとならぬと納付しなければならぬはずですね。
利益があつたときにこれを納付するのだといふならなお更帝石の利益といふものが膨大な利益が生れないと納付金といふものは納付できない結果になつておられますが、どんなふうにお考へになつておられますか。

政府委員(川上為治君) 現在法律におきましても基礎控除というのがあります。
それ以下のものからは払ふ必要がないのですが、それ以上のものから入るといふことになりまして、それは相当一本当りですと非常に儲かるといふことになりまして、そこで儲かる方面から相当入つて来るのじやないかといふふうな考へておられますので、大体先ほど申し上げましたように、これは相当細かく検討を大蔵省との間にやりました。
そういう規定になつておられるわけでありまして、十分入つて来るのじ

やないかというふうには我々のほうとしましては考えております。

○西田隆男君 十分大蔵省と検討はしであるでしようが、過去のやつは十分大蔵省と検討されてやられたにもかかわらず何十分の一しか今までに入っていないという実情ですからね。納付金の問題は簡単にお考えになつちやいかんので、もう少しはつきりしたことを説明して頂かないと……。

○政府委員(川上為治君) 実は今日は計算の基礎をそのまま持つて来ておりませんが、これは計算の基礎を持つて参りまして、十分あとで御説明申上げたほうがいいのじやないかと思ひます。

○西川弥平治君 この助成金の問題でちよつと伺つて見たいと思ひますが、水攻めとか、或いはガス攻めの第二次採取に對しまして補助金が出てゐるのではありませんか、その補助金はここに数字を並べました中に含まれてゐるのではありませんかどうぞごいしませうか、その点を伺ひたい。

○政府委員(川上為治君) 二次採取の關係のものにつきましては一億三千万円の中に入つておりますし、又従来助成金を出しましたものの中にさういふものは全部入つております。試掘の助成金だけではないで、採取關係の助成金も全部入つております。

○西川弥平治君 この二十年からの、つと今二十四年までの助成金の数字を大体拝見いたしました、その後にも出てゐるだろうと私は思ひますが、その結果といたしまして帝石あたりから聞いて見ますと、水攻め、それからガス攻めのいわゆる二次採取法におきましてはもう兩期的な成績を収めてゐるというカーブを示されて、実は私は現

場で拝見をいたしてゐるのであります。さういたしますと膨大な還付金が入つてゐるわけなんですけれども、それが今二千万円というふうなお話を聞きまして実は私意外に考へてゐるものであります、その点如何でございませうか。

○政府委員(川上為治君) 二次採取法につきましては二十七年から入つておりました、そしてその還付金は今年入ることになつております。

○西田隆男君 わかりました。○西田隆男君 資料が出てからの御説明で我慢しておきませう。言つて見ても仕方がないでしよから……。私は通産大臣にお伺ひしたいことがあるのですが、帝石に助成金を出してゐる法律を作られた、これは石油の増産をされることと誠結構なことと思ひます。帝石の五カ年計画の遂行によつて増産された石油、原油といひますか、この原油と海外からの現在輸入してゐる原油との問題になるのですが、こゝろに増産計画を立てられて国内の産産を増産されることは結構だと思ひますが、日本の国の総合燃料対策の見地から、今後帝石で増産されただけの原油に對して、外国からの輸入を減らすというお考えの下に増産しようとしておられるのか、国内で増産されたものは増産されたものとして、国内の消費を殖やし、輸入原油は輸入原油として今までの考へ方と同じ考へ方で、この問題を考へておられるのか、一つ総合燃料対策の見地から通産大臣に伺ひたいと思ひます。

○西田隆男君 当り前のことで、それはそれでわかりました。そこでこの問題に關連して大臣にお尋ねしたいのは、今日までまだ資料が出ていないのですが、日本の国の総合燃料対策に對して通産大臣がこの国会早期にもつとつきり言へば二月十二日の私の質問に對して答弁をされておりましたが、その答弁の内容と現在の日本の国の総合燃料対策を考へて見ると、先づ石炭の生産の面において、非常に情勢の変化がもたらされておる、従つて当然通産行政として方針が変えられなければならぬ段階に私は來てゐると思ひますが、これに對して通産大臣はどうお考えになつておられるか。

○西田隆男君 国内で増産しただけ輸入を切りたいたいうふうにお考えしております。

○西田隆男君 当り前のことで、それはそれでわかりました。そこでこの問題に關連して大臣にお尋ねしたいのは、今日までまだ資料が出ていないのですが、日本の国の総合燃料対策に對して通産大臣がこの国会早期にもつとつきり言へば二月十二日の私の質問に對して答弁をされておりましたが、その答弁の内容と現在の日本の国の総合燃料対策を考へて見ると、先づ石炭の生産の面において、非常に情勢の変化がもたらされておる、従つて当然通産行政として方針が変えられなければならぬ段階に私は來てゐると思ひますが、これに對して通産大臣はどうお考えになつておられるか。

○西田隆男君 国内で増産しただけ輸入を切りたいたいうふうにお考えしております。

○西田隆男君 当り前のことで、それはそれでわかりました。そこでこの問題に關連して大臣にお尋ねしたいのは、今日までまだ資料が出ていないのですが、日本の国の総合燃料対策に對して通産大臣がこの国会早期にもつとつきり言へば二月十二日の私の質問に對して答弁をされておりましたが、その答弁の内容と現在の日本の国の総合燃料対策を考へて見ると、先づ石炭の生産の面において、非常に情勢の変化がもたらされておる、従つて当然通産行政として方針が変えられなければならぬ段階に私は來てゐると思ひますが、これに對して通産大臣はどうお考えになつておられるか。

たい、こゝろのことです。従つて参りますので、四千八百万トン、或いは石炭業界のその後の状況については、その当時私どもが希望として見通しておりましたところと相当程度の違ひが出て参りましたことは事実であります。この点は只今お尋ねの通りでございませうが、併し私どもは基本的な考へ方として総合燃料対策の上においてやはり適正の出炭規模というものをきめ、それから只今申しましたような筋書で、いろいろの問題を考へて見たいといふことは、私としては基本的な考へ方については変へる必要はなからうと思つておりました。ただ大体重油のこの前御説明いたしましたのは、前年度程度に消費を抑へる、その關係において外貨を節減するといふことを申したのであります。それを前提としての今日見通して四千八百万トンの石炭の需要を実現することは困難かと思ひますけれども、併し石炭業界の全体の安定と、合理化の推進、それから炭価の合理的な処理といふことからは、やはり私は四千八百万という出炭態勢といふものが、できるだけ早期に確立できるように、なお一層の努力をいたしたいと思つておりました。

○西田隆男君 今の通産大臣の御答弁で、大体はわかつたような氣もいたしますが、重ねてお伺ひしたいことは、通産大臣の今の御答弁は非常に弱いので、私の考へ方を聞いて頂きたいと思ひますが、日本の総合燃料対策を決定する上において、先づ日本の動力源といふものを、どういふ状態であるかといふことを第一に考へなければならぬと思ひます。私の調べによると、日本の動力源といふものは、石炭が半ば以上を占めておる。その次は電力が三〇%を占めておる。重油が輸入重油を入れて八%から一〇%、その他の燃料といふふうには承知いたしてあります。従つて日本の動力資源、総合燃料対策を決定するには、私は半數以上国内で生産されておる、而も消費せられておる石炭に、第一に基本を置いて、日本の総合燃料対策を検討しなければならぬと思ひます。従つて補助的と言つたらおかしいのですが、どうしても使わなければならぬ面もありませうが、重油とか、その他の燃料といふものは、石炭の対策が確立された基礎の上に立つて考へられるべきだ。石炭を除外しておつて他のものから方針を先に決定して行くといふことは、通産行政の面から考へて、正當な措置ではないと私は考へる。従つて先づ第一に、通産行政の面から燃料策を考へた場合に、石炭対策を第一義として樹立されて行かなければならぬ。その石炭対策が最近言われたように四千五百万トン、今四千八百万トン生産ペースだけは合理化の面から考へなければならぬといふことであります。四千八百万トンのペースを仮に出すといふことになれば、四千八百万トンの仮に消費があるといふ前提に立た

○西田隆男君 今の通産大臣の御答弁で、大体はわかつたような氣もいたしますが、重ねてお伺ひしたいことは、通産大臣の今の御答弁は非常に弱いので、私の考へ方を聞いて頂きたいと思ひますが、日本の総合燃料対策を決定する上において、先づ日本の動力源といふものを、どういふ状態であるかといふことを第一に考へなければならぬと思ひます。私の調べによると、日本の動力源といふものは、石炭が半ば以上を占めておる。その次は電力が三〇%を占めておる。重油が輸入重油を入れて八%から一〇%、その他の燃料といふふうには承知いたしてあります。従つて日本の動力資源、総合燃料対策を決定するには、私は半數以上国内で生産されておる、而も消費せられておる石炭に、第一に基本を置いて、日本の総合燃料対策を検討しなければならぬと思ひます。従つて補助的と言つたらおかしいのですが、どうしても使わなければならぬ面もありませうが、重油とか、その他の燃料といふものは、石炭の対策が確立された基礎の上に立つて考へられるべきだ。石炭を除外しておつて他のものから方針を先に決定して行くといふことは、通産行政の面から考へて、正當な措置ではないと私は考へる。従つて先づ第一に、通産行政の面から燃料策を考へた場合に、石炭対策を第一義として樹立されて行かなければならぬ。その石炭対策が最近言われたように四千五百万トン、今四千八百万トン生産ペースだけは合理化の面から考へなければならぬといふことであります。四千八百万トンのペースを仮に出すといふことになれば、四千八百万トンの仮に消費があるといふ前提に立た

○西田隆男君 今の通産大臣の御答弁で、大体はわかつたような氣もいたしますが、重ねてお伺ひしたいことは、通産大臣の今の御答弁は非常に弱いので、私の考へ方を聞いて頂きたいと思ひますが、日本の総合燃料対策を決定する上において、先づ日本の動力源といふものを、どういふ状態であるかといふことを第一に考へなければならぬと思ひます。私の調べによると、日本の動力源といふものは、石炭が半ば以上を占めておる。その次は電力が三〇%を占めておる。重油が輸入重油を入れて八%から一〇%、その他の燃料といふふうには承知いたしてあります。従つて日本の動力資源、総合燃料対策を決定するには、私は半數以上国内で生産されておる、而も消費せられておる石炭に、第一に基本を置いて、日本の総合燃料対策を検討しなければならぬと思ひます。従つて補助的と言つたらおかしいのですが、どうしても使わなければならぬ面もありませうが、重油とか、その他の燃料といふものは、石炭の対策が確立された基礎の上に立つて考へられるべきだ。石炭を除外しておつて他のものから方針を先に決定して行くといふことは、通産行政の面から考へて、正當な措置ではないと私は考へる。従つて先づ第一に、通産行政の面から燃料策を考へた場合に、石炭対策を第一義として樹立されて行かなければならぬ。その石炭対策が最近言われたように四千五百万トン、今四千八百万トン生産ペースだけは合理化の面から考へなければならぬといふことであります。四千八百万トンのペースを仮に出すといふことになれば、四千八百万トンの仮に消費があるといふ前提に立た

○西田隆男君 今の通産大臣の御答弁で、大体はわかつたような氣もいたしますが、重ねてお伺ひしたいことは、通産大臣の今の御答弁は非常に弱いので、私の考へ方を聞いて頂きたいと思ひますが、日本の総合燃料対策を決定する上において、先づ日本の動力源といふものを、どういふ状態であるかといふことを第一に考へなければならぬと思ひます。私の調べによると、日本の動力源といふものは、石炭が半ば以上を占めておる。その次は電力が三〇%を占めておる。重油が輸入重油を入れて八%から一〇%、その他の燃料といふふうには承知いたしてあります。従つて日本の動力資源、総合燃料対策を決定するには、私は半數以上国内で生産されておる、而も消費せられておる石炭に、第一に基本を置いて、日本の総合燃料対策を検討しなければならぬと思ひます。従つて補助的と言つたらおかしいのですが、どうしても使わなければならぬ面もありませうが、重油とか、その他の燃料といふものは、石炭の対策が確立された基礎の上に立つて考へられるべきだ。石炭を除外しておつて他のものから方針を先に決定して行くといふことは、通産行政の面から考へて、正當な措置ではないと私は考へる。従つて先づ第一に、通産行政の面から燃料策を考へた場合に、石炭対策を第一義として樹立されて行かなければならぬ。その石炭対策が最近言われたように四千五百万トン、今四千八百万トン生産ペースだけは合理化の面から考へなければならぬといふことであります。四千八百万トンのペースを仮に出すといふことになれば、四千八百万トンの仮に消費があるといふ前提に立た

○西田隆男君 今の通産大臣の御答弁で、大体はわかつたような氣もいたしますが、重ねてお伺ひしたいことは、通産大臣の今の御答弁は非常に弱いので、私の考へ方を聞いて頂きたいと思ひますが、日本の総合燃料対策を決定する上において、先づ日本の動力源といふものを、どういふ状態であるかといふことを第一に考へなければならぬと思ひます。私の調べによると、日本の動力源といふものは、石炭が半ば以上を占めておる。その次は電力が三〇%を占めておる。重油が輸入重油を入れて八%から一〇%、その他の燃料といふふうには承知いたしてあります。従つて日本の動力資源、総合燃料対策を決定するには、私は半數以上国内で生産されておる、而も消費せられておる石炭に、第一に基本を置いて、日本の総合燃料対策を検討しなければならぬと思ひます。従つて補助的と言つたらおかしいのですが、どうしても使わなければならぬ面もありませうが、重油とか、その他の燃料といふものは、石炭の対策が確立された基礎の上に立つて考へられるべきだ。石炭を除外しておつて他のものから方針を先に決定して行くといふことは、通産行政の面から考へて、正當な措置ではないと私は考へる。従つて先づ第一に、通産行政の面から燃料策を考へた場合に、石炭対策を第一義として樹立されて行かなければならぬ。その石炭対策が最近言われたように四千五百万トン、今四千八百万トン生産ペースだけは合理化の面から考へなければならぬといふことであります。四千八百万トンのペースを仮に出すといふことになれば、四千八百万トンの仮に消費があるといふ前提に立た

なければ、四千八百万トンのペースは、現在負担しきれない貯炭を持つておる石炭産業者としては、なか／＼口で言われただけで、実際はやりにくい。だから石炭を四千八百万トン出さなければならぬという基礎に立つて他の動力源、燃料対策を当然検討しなければならぬ。こういう観点から再三再四通産大臣にしつこいほど、重油対策について一番密接な関係がある石炭の問題をお尋ねしたわけでありまして、日本の今重油を使っている諸産業者で、重油でなければならぬものはこれはいたし方がないと思うのです。これを切れとか、減らせという事は幾ら外貨事情があつてもいけないと思つて、この石炭の対策を考へるということに對しては、いま少し積極的な方針をおとりにならないと、今通産大臣の希望せられる四千八百万トンの生産、国内消費四千八百万トンくらいにしなければ、石炭の生産業者の整理もできなければ、合理化もできないという関係からしても、これは非常に困難じやないか、こう思うのですが、それがや通産大臣はどういうふうにお考えになつておるか。又石炭の四千八百万トンという生産ペースは壊さない、重油も輸入制限はできないということになれば、何かほかに石炭四千八百万トンの生産ペースが守れるような具体的な対策を明示して頂かないと、石炭産業者というのは途方に暮れるだらうと思つて、これは難問にしまつてもおけないものだし、四千五百万トンの二十九年度消費見込に對して、四千八百万トンの生産があれば貯炭の置場がないということになる。今日の新聞で見ますと、カリリ一当り七十五銭という標準が立てら

れたようです。ところが現実の石炭の情勢というのは、そんな生やさしい情勢ではありません。もう若松の市場では生産原価を相当に割るというふうな実態で、投売りされているという情勢なんです。こういう情勢が今後続きますと、石炭産業者は大きな捕手をこうむり、石炭の値段を下げなければならぬということになると、石炭が生産できないような状態になる。こういう点に對して通産大臣は、どういふふうなお考えを持っておるか。せつばつまつた第一四半期もじき終るし、石炭の見直しはまず／＼悪くなる一方のように私には受取れるので、若し現実の状態の認識の上立つて何とかしなければならぬというお考えを持っておるのなら大臣の考え方を一つ伺いたい。

○國務大臣(愛知揆一君) 只今申しました通り、又私は終始一貫申しておるつもりでございますが、私の考え方は、総合燃料対策の中心は石炭の適正規模というものを確保することであるというふうに、私は関連しておるかも知れませんが、考へております。そこからすべて割出して行きたいというところで、一月以来その当時においては、一つの基準として四千八百万トンというものを私としては考へたつもりでございます。先ほど率直に申し上げましたように、二十九年度のところが只今現在の見通しで消費のほうから申しますと、四千五百万トンというふうなところにしかならない、この点についてはさつき申しましたように、一つの見通しというか、計算違いということをお認めしておるわけでありまして、併しそれにもかかわらず私としてはやはり四千八百万トンという目標を貫徹いたしました

い。貫徹するためにどうしたらいいか、只今御指摘になりましたように、すでに重油の問題についても、法的の規制までも私といたしましては決心をいたしました。三月に所要の向きに對しての重油の消費規制は、十月一日から場合によつて法的規制をいたしたいというところも打出してありますから、あとはこの面においては、程度問題ではないかというふうにも考へておりました。基本的な考え方の数字だけは一応私では考へておるつもりでありまして、重油の関係においては、そのやり方を更にいまい少し進めるかどうかという点で一つの考え方が更に充実して来ると思つて、それから石炭産業者自身に對しての当面の急を要する措置については先ほど申し上げましたように、いろ／＼の方面に当りまして、場合によつては一般的な方針では行かないものもある。ケース・バイ・ケースに救済という措置をしなければならぬものもあると思つて、この面についてはできるだけの処置を講じたいというふうに考へておるわけでありま

す。○西田隆男君 基本的な考え方は初めから聞いています。基本的な考えだけがおきまりになつても、具体的に実施されて、それが石炭の炭鉱のほうに好影響を及ぼして来なければ何もうらなない。お考へになつていただけで実際の行政をやつていくという意味をなさないので、その点を私はお聞きして、これを絶対に維持することが最良の方法だというお考へなら、四千八百万トンの消費が国内で行えるようにならなければならぬ。具体的な措置をなされなければならぬ。統制をしようとは思つておるとおつしやつても、今現在考へておる統制というものは重油の消費に對する全般の規制を行うという統制の考へ方じやないように私は承わつておる。従つて僅かな石油の量では今の四千五百万トンと四千八百万トンの消費と生産のペースの二つの對立を解消するということに役立つとは考へられない。従つて設備の転換が案にできるもの、具体的に言えば鉄鋼とか、銅とか、セメントとかいうようなものに対してどういふふうな重油の規制をやるお考へがあるのか、そういう点を具体的に言つてもらわれないと、基本的な考へ方においては私の考へと同じに違ひないが、同じであつても効果が現われて来ないと、時期が遅れると石炭産業者は潰れてしまふ、こう私は思つておる。通産局で案ができていなければ、無理に今日御答弁願わなくてもいいのですが、お考へがきまつていければつきり具体的な問題についてお答へ願いたい。

○國務大臣(愛知揆一君) 基本的な考へが、何か考へ方の基本として考へておるかというお尋ねでございますから、私は前々から申しておるのをくどいようございませぬが、繰返して申したのであります。それから具体的な対策について、先ほど申し上げましたように御批判はいろ／＼ございませぬが、私も考へておるだけのこと、今一生懸命考へておるのだということをお先ほど申し上げた通りでございます。それから何か考へ方を示唆するよりな点を申し上げたのであります。こ

れ以上は遺憾ながら今日お答へするだけの用意はできておりませぬ。○西田隆男君 もうお答へなさる用意ができていなければお答へしてもらわなくてもいいのですが、産業者は生きておるのです。毎日々々が生きておる。頭の中だけでいろ／＼なことを考へておつたところで、これは実際は大変な結果になる。消費が四千五百万トンの生産は四千八百万トンならば、三百万トンの差が出て来る。これに對してはどうしてそれを埋め合わせるかというふうな、そんなことは長く何か月もかかつて考へなければならぬ問題はではないと思つて、関連するところは極めて大きい。石炭を使われないものを石炭を使ふというふうなことを考へておるなら、従つて問題になるのは重油を石炭に転換する場合を考へておるか、どういふ方法でいつ頃からやろうとおるか、これはできないことではないと思つた。準備ができていない、答弁がされないというのなら無理に答弁は聞きませぬが、石炭の生産原価と現在の市場の販売価格の差ぐらゐること、十分に通産大臣は承知されておるはずだ。通産行政がそういうふうな觀念と現状の実行されることが食い違ひを起して来るというところ、日本経済は大混乱です。これはよく一つお考へになつて、今日準備ができていなければ準備ができてからでも、實際準備ができてから資料を出されて御答弁を願いたい。私は石炭局長に早くから資料の提出を望んでおつた。ところが資料はどうしても出て来ない。資料が出て来ないところを見れば、結局案ができていない。それじや困る。これは委員

長のほうにおかれても資料を……、先ず資料に基く説明を聞いて、具体的に如何にどうされるかという結論を委員会一つ出して頂くようにお願いいたします。

○西川弥平治君 この石油二法案の問題に閣連をいたしまして通産大臣に一つ御意見を伺つておきたいと思つてあります。石油の消費量が非常に勢いで増して参つております。国内石油の産額は三十四万キロリッター程度であるというふうなことを思うわけでありまして、曾つて石油の一滴は血の一滴であると言われて、我々に対して石油の節約を徹底的に政府は我々に要請をいたして参つておつたのであります。私どもの最近に見ております石油の消費のやり方は、或る部門におきましてむしろ濫費という線が出ておるのではないかと、私は実は狭い観察であります。私、そういうところをたくさん見ておるのであります。であります。輸入を以てこれに当てる政策に対して、国民に対して石油の消費に対する一つその考え方を何とかやつて頂かなければ私はいかんのではないか。幸いこの緊縮予算というふうなこの二十九年度の予算が出されておる際でありますから、この石油の消費に対する徹底的な石油の節約の線を各部門に対しては幾らとかという消費規制ということではなく、国民に対して石油の消費節約を一つ徹底させるお考えはございませぬか、伺いたいと思つてあります。

○國務大臣(愛知揆一君) これは石油について特にさうでありませんが、現在の日本の立場において非常にこういう点が苦しいという点、それからこういう点は国民的な御協力を願いたいという点については、経済審議庁を中心

にいたしまして、国民的に訴えるような、何と申しますか、資料を現在用意をいたしております。それを、例えば一、二の民間の団体等から大いにそういうものを利用して欲しい、そして結付けていろ／＼な運動を展開したいというふうな案が数日來相当熱心な御希望の向きも出て参りまして、非常に私は有難いことと思つておりますが、それらと結付けた一つの運動を展開したいと考えております。

○西川弥平治君 どうかこの点は強く一つこの際打出すことを、特にお願いいたしまして参ります。

○三輪貞治君 私少し遅れて参りましたので、すでに質疑がなされたかと思つておりますが、この衆議院における附帯決議案に対しては、各項目に亘つてそれぞれ質問をされたようでありまして、特に私は三の点について今一応伺ひて見たいと思つております。三には帝石重役陣の内紛が絶対今後起らぬように厳重に措置すること。万一再燃する場合に田滿解決するまで昭和二十九年年度の助成金を支給しないこと。こうあるの味を含んでおると思つております。過去この帝石の内紛というものは一つの歴史的なものでありまして、その原因するところだん／＼考えて見ますと、会社の経営に當つておられる重役陣に二つの大きな違つた考え方があるのではないかと。それがこの内紛に大きな根本的な原因をなしたのであるまいか、かように考えられるのであります。即ち一方におきましては、石油鉱業の公益性というものを主として主張されまして、その上に立つて経営を進

めて行こうとする考え方、これは私は当然さうあるべきだと思つて、ところが他方におきましては、実に遺憾ながら特定の株主の意見を基礎といたしまして、飽くまでも一般の私企業と同じような運営を行うとする考え方がありまして、この二つが対立してつたのであります。通産当局が中におかれて、この内紛の起らないような処置をされたのであります。お又今後この決議案の趣旨に副つて絶対これが起らないように厳重に措置するということになりますと、一体これはどうすればさういふことができるのであります。内紛の種が全然なくなつておればこれは別でありまして、ところが内紛の種は依然として私は拭ききれないと思つて、さういふ状態において違つた考え方が依然として存在しているままにしておいて、内紛を起さないようにするには一方の場合を非常に強めて、多数の勢力を以てその考え方が勝利すれば、一方のほうは敗退をして重役陣から引下つて行く、こういうことではなれば徹底的な内紛の駆逐はできないと思つて、さういふ点について大臣から一つ御所見を伺つておきたいと思つてあります。

○國務大臣(愛知揆一君) 重役陣の内紛の問題につきましては、当委員会におきまして随分詳しく私の心境を申し上げたつもりでございます。今のお話に附加するべきものもございませぬし、私の申し上げた説明について、そんなことでは駄目だという御意見のあるかたのいらつしやることは私も承知いたしております。併し私はこの帝石について、今回御審議を願つております

るこの法律案が出て、例えば配当についての制限というふうなこともできません。その他考えようによつては相当ドラステックな権限を通産省に与えて頂くことになるのでありますから、これを背景にし、且つその法律が幸いに帝石の私は性格が実質的に変ると信じております。従つて従来政府は持株は持つておつたかも知れませんが、いわば純然たる私企業であつた場合には、特に株の操作等によつていわけさういふ意味の妙味を発揮するといふやうな面白味というものは帝石には否定されることに私はなると、さういふ観点から申しまして、人事等についても非常に私はやりやすくなる面があると思つております。それから具体的に當面の措置としては、何度も申しましたが、私といたしましては現在の執行部の、これを更に具体的に言へば、現在の社長の帝石の経営に対する考え方というものを我々は賛成し、且つこれを支持し協力をして行きたいと思つております。現社長がいろいろの点からいつて客観的に見てやりやすい状態を作つて上げるということに、先ず第一のステップをとつたつもりでございます。それからそれで工合が悪いようではございません。人事権については法律上の権限はございませぬけれども、当局側といたしまして断固たる措置をとつて行く、さういふふうな決意は前回も申し上げた通りでございます。それから内紛が収まつたか収まらないかというところは、問題が問題でありますから、私は客観的な基準はないと存じます。併しこれは当局において内紛がこれによつて一応鎮静したと認められた場合

においては、我々の責任において助成金を支給させて頂きたい、さういふふうな考えでございます。

○三輪貞治君 現在の重役陣においては、私がさつし述べましたような過去における内紛の大きな原因であつたと思われる二つの対立がやはり依然としてあると思つておられますか、さういふこと、さういふふうにお考えになりますか、その点だけを一つ……。

○國務大臣(愛知揆一君) それは私率直に申しますが、人様の考えられることとありますから、人の考え方がどうであろうか、内心はどうであろうかというところまで突つこんで私には自信を持ってお答えするだけの勇氣はございません。併しながら先ほど申しましたように、本件については、さういふ法律の御審議を願つておる当局の立場といたしましては、帝石の性格が變つたのだと、而もすでに衆議院においてはさういふ附帯決議が決議されたという具体的な事実がございまして、さういふ客観的条件の下において、さういふ客観的条件の下において、或る一派の人たちの考え方も變らざるを得ない、のみならずその人たちの考え方は相当私に變つて、帝石を公共事業としてこれは守り立てて行かなければならぬ、過去において或いは考えたかも知れないその人たちの考え方というものは、この帝石の今回の帝石をめぐらる／＼の情勢からいって、これはもうまくない、つまり自分たちが従来考えたであろうかも知れない考え方は捨てざるを得ないというふうなふうには私はなつて来ておるといふふうにお考えしております。



きましては、將來適當な機会に第十七条を修正いたしましたして、命令でし得るといふような意味における改正をせられるといふことを希望条件に附しまして、私は本案に賛成いたします。

○西川彌平治君 私は自由党を代表しまして石油二法律案に對しまして賛成をするものであります。國産原油の生産量は年間三十四万キロリッター程度で、我が國原油の所要量の二割にも満たない現状におきましては、いろ／＼の角度から考えまして、石油資源の開發の促進を図らなければならぬことは改めて申上げるまでもありません。この見地からいたしまして、探鉱五カ年計画を樹立されまして、二十九年年度より着手されることは喜びに堪えないのであります。併しながらこの種の事業が特定公社に限られておきまして、特に帝國石油株式会社が殆んど九〇%を占めておられる關係上、この二法律案に對しましてはいろ／＼の問題点があるものであります。衆議院におきましても、附帯議決を附けて本院に送付されたのも、私は恐らくこの点にあると考えておるのであります。監督官庁といたしまして、又帝石の二三%の株式を所有いたしておられる政府としては、この法律の運用に對しましては、特に嚴重なる監督をなすべきであると思つておられます。先般來委員会において、いろ／＼と論議をされました事柄をよく委員長におきましては委員長報告の中に織込みまして、本會議において十分の一御発言を頂きたいといふことを希望いたしましたしてこの案に賛成するものでございます。

○三輪貞治君 私は日本社会党を代表いたしましたして、以下述べます条件を附

しまして二法案に對して賛成をいたします。その条件の要点を申し上げますと、一、將來石油開發事業は國策会社法の制定を見るという前提の下に本法の運用を嚴重にすること。二、帝石の經營並びに役員構成は國策に副うものでなければならぬ。これに反する場合は、政府は斷固たる処置をとるべきである。三、國家助成を受ける石油採取事業を主たる業とする企業の配當の標準は、公益事業並みにする。この三つの条件であります。

先ず順次簡単にその趣旨を申し上げますと、一、將來石油開發事業は國策会社法の制定を見るという前提の下に本法を運用されたいということであり、この石油開發事業というものは、これは各委員御承知の通りに、多額の資金と高度の開發技術の必要とするものでありますから、國家の指導、援助なしではその成果が得られないところの事情であるわけであり、かような特殊事情からいたしまして、世界の各國におきましての石油資源の開發事業は、經濟的脆弱性、及び開發、技術の貧困である二、三の諸國は別といたしまして、今日まで二十數カ國がすでに國營或いは國有、國家管理等の政策を採用いたしまして、ブラジル、メキシコ等のような國でさえも國營を実施し、最近においてはビルマもその國有化への方向を出しておる状態であり、そのことはその國の經濟、政府の立つておきます基礎であります。イデオロギーがどのようなものでありましようとも、前に述べましたような、石油資源の開發が、國家みずからの手で行わなければならぬとい

う石油産業の本質的な性格から来ておるものと考えられるのであります。前に上げました二十數カ國の例等も必ずしも社会主義的な經濟を万般に亘つてやつておるといふ國では必ずしもないのであります。我が國におきましては、昭和二年に石油試験獎勵金交付規則を制定いたしました以来、今日まで二十數カ年間、國家助成が続けられて來ました。最も多額の助成が行われ、した年は、現在の物価水準に換算いたしますると、三十四億圓が助成されたときがあるのであります。殊に昭和十六年には帝國石油株式会社という特別法を制定いたしましたして、独占企業を設立されておるのであります。勿論この場合におきましては、この目的が戰爭という問題に結付いておつたことは否定できないのでありますけれども、戰後におきまして集中排除法の適用を受けた際におきましても、単に試験區域の一部を放棄することだけで、集中排除法の適用が終結いたしましたして、その独占的企業形態において何らの變革も加えられなかつたことは、極めて重要な問題を含んでおると考えられるのであります。かような意味におきまして、將來における石油開發事業は、どうしてもその政府を構成しておる政党的政策が如何なるイデオロギーに立つておりましたとしても、この問題については特別に國策会社法、これは仮称でありますけれども、の制定を見ることが必要であるといふ前提の下に本法の運用が公益性を主として嚴重に監督をされて行く、こ

うことをば我々は期待をしておるのであります。

第二番目の帝石の經營並びに役員構成が國策に副うものでなければならぬ。これに反する場合は、政府は斷固たる措置をとるべきである。これは前の質疑でも大臣から御意見を伺いまして、その決意のほどを知つたのであります。先にも申しましたように、帝石の過去の内紛の原因といふものを考えて見ますと、一方に公益性を主張する側と、一方に私企業的な經營を主張する側とが対立をいたしました。これが内紛の長い歴史の原因を作つていたように思つておられます。而もこれは今日その公益性が非常に大きく表に浮び出て、私企業的な經營の面が露にひそんだといふ言いが、その根本的な内因は、決してこれは払拭されておらないのであります。特に九月二十日において任期の満了いたしました数名の重役が若し再選されたいというような事態が起りますならば、これはもう直ちに非常に好ましくない私企業的な經營を主張する側のウエイトが重役陣において非常に高くなるのであります。この際におきましては、そういうことが、再選されないといふよう

な事態が起らないことをば期待するといふ大臣の御答弁、更に私は、その言葉の裏から、國家は二十數%の株式権も持つておるのでありますから、法律において人事権といふものが認められておらないといつたとしても、何らかの処置をいたしましてさような事態が起らないような処置をされるという意味であるとは先ほどの御発言を解したのであります。さような意味におきましてこの目的に反するような結果に、經營の基本をなします重役陣の構成がなりませんように一つ嚴重に監督をされるように望む趣旨でございます。

第三番目の國家助成を受ける石油採取事業についての配當の問題であります。これは過去におきまして相當この事業の重要性に鑑みまして、法人税等においても優遇措置がとられて参つたのであります。その優遇措置のとられたものが過去においては二割の高率配當をなす一つの原因にもなつていたかと思つておられます。これは實に遺憾なことでありまして、私は將來におきましてはこの事業から挙つて参ります利益が増大いたしますならば、それは更に次のもつと高度な五カ年計画、増産の計画に對して投資をすべきである、こ

ういふふうにご考慮すべきである、これは一般の電力事業、ガス事業等の公益事業並みというよりも、むしろその事業の重要性から考え、又非常に多額の資本を投入して、飛躍的な増産を圖ろうとするこの計画の性質から考えまして、むしろ他の公益事業以下に抑えらるべきである、かように実は希望いたしました次第であります。ほかに細かい点はいろ／＼と法文についてはございますが、大体右の三つの点を嚴重に一つ運營の面について取入れて頂いて、この法律を制定いたしまして、國が重要な燃料の自給の度を高めて行くといふこの遠大なる理想が、運用によつてますます發揮されまして所期の目的が達成されるように特に期待をいたしまして、この法律案に賛成いたします。

○委員長(中川以良君) ほかに御意見はございませんか……ほかに御意見もございませんようですが、討論は終局

したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(中川以良君) 御異議ないものと認めます。

それではこれより採決を行います。

石油及び可燃性天然ガス資源開発法の一部を改正する法律案、石油資源探鉱促進臨時措置法案、以上二法案を一括採決いたします。二法案を原案通り可決することに賛成の諸君の御挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(中川以良君) 全会一致でございます。よつて二法案は全会一致を以て原案通り可決することに決定いたしました。

なお本会議におきますところの委員長の口頭報告の内容、並びに事後の手續等につきましては、例によつて委員長に御一任を願いたいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(中川以良君) 御異議ないものと認めます。

それから報告書には多数意見者の署名を附することになつておりますので、両案を可とされた方の順次御署名をお願いいたします。

多数意見者署名

- 海野 三朗 石原幹市郎
- 黒川 武雄 西川弥平治
- 酒井 利雄 大谷 賀雄
- 岸 良一 西田 隆男
- 三輪 貞治 武藤 常介
- 白川 一雄 豊田 雅孝

○委員長(中川以良君) この際、愛知通産大臣より発言を求められました。

○國務大臣(愛知揆一君) 只今石油関係の二法案につきまして、全会一致を以ちまして、御採決頂きましたこの機会に、特に石油資源探鉱促進臨時措置法につきまして、一言所信を申上げたいと存じます。

本法案の御審議に際しまして、各委員から御熱心に御発言のありました点につきましては、この法律の施行に際しまして、十分にこれを取入れまして、施行に遺憾なきを期したいと存じます。なかならず帝國石油株式会社を経営並びに役員構成につきましては、特に政府におきましては嚴重に事態の推移を監視いたしまして、この会社が国策に副うものとして運営せられますように、十分の監視を遂げ、又必要に應じましては断固たる措置をとるべきことを政府といたしまして決心をいたしておる次第でございますので、御了承願いたいと存じます。

○委員長(中川以良君) 本日はこの程度にいたしておきたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(中川以良君) それでは本日はこれにて散会いたします。

午後零時五十三分散会

昭和二十九年五月十日印刷

昭和二十九年五月十一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局